

大阪府公衆喫煙所設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）の規定に定めるもののほか、大阪府公衆喫煙所設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について予算の定める範囲において、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、大阪府内に公衆喫煙所（以下「喫煙所」という。）を設置する民間事業者が喫煙所の設置及び改修を行う事業に対して補助することにより、望まない受動喫煙を減少させ、府内の受動喫煙防止対策を促進することを目的とする。

(交付対象となる喫煙所)

第3条 交付対象となる喫煙所は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 一般に開放され、容易に利用でき、かつ利用料は無料であること。
- (2) 喫煙所の出入口に、当該喫煙場所が一般に開放された場所である旨が分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、誰もがその内容を理解できるものであることに十分留意すること。
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品が喫煙可能であること。
- (4) 望まない受動喫煙が生じないよう配慮した場所に設置し、周辺環境に配慮した運営を行うこと。
- (5) 健康増進法（平成14年法律第103号）及び「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成 30 年 11月 9 日付け健発1109第6号厚生労働省健康局長通知）を遵守すること。

2 喫煙所のうち、健康増進法第28条第6号に規定する第二種施設内に設置する喫煙所（以下、「屋内喫煙所」という。）にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 出入口及び給気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどなく、専ら喫煙のために利用されることを目的とすること。
- (2) たばこの煙を可能な限り吸引し、「屋外に排出することができる排気装置」が設置され、かつ、排気したたばこの煙が、人の往来の多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。ただし、構造上新たに「屋外に排出することができる排気装置」を設置することが困難な場合等には、次に掲げる脱煙機能を有すること。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。

イ 室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

- (3) 非喫煙区域から喫煙室内に向かう気流の確保（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように対策が講じられていること。

3 喫煙所のうち、屋内喫煙所を除く屋外喫煙所にあつては、第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 近くを通行する者等に受動喫煙を生じさせることがないよう、コンテナ、パーテーション等で非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用されることを目的とすること。
- (2) 前号のパーテーションによって区画された喫煙所を設置する場合においては、壁の高さを一定程度の高さ（2mから3m程度）とし、かつ、出入口に方向転換のためのクランクを設置すること。

- (3) たばこの煙が、人の往来の多い区域や他の建物の開口部から可能な限り離して設置する等周囲の状況や環境に配慮すること。
- (4) コンテナ型等の屋外密閉型の喫煙所については、たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出することができる排気装置、脱臭機等が設置され、かつ、排気したたばこの煙が、人の往来の多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものであり、府内の建物若しくは土地を所有又は利用する者とする。

- (1) 個人事業主
- (2) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (3) 医療法人、社会福祉法人、学校法人で、常時使用する従業員の数が300人以下の者
- (4) 財団・社団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模の者
- (5) 特別の法律に規定する組合及び連合会であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模以下の者

2 前項によらず次のいずれかに該当する者は対象者とししない。

- (1) 暴力団（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

(補助対象事業)

第5条 補助対象は、次に掲げる（1）、（2）又は（3）を実施する事業とする。

- (1) 屋内喫煙所設置事業
屋内喫煙所を設置し、その場所以外で喫煙を禁止するための事業
- (2) 屋外喫煙所設置事業
人の往来の多い受動喫煙の影響が大きい区域等に屋外喫煙所を設置するための事業
- (3) 複数事業者設置事業
複数の補助対象者が、屋内喫煙所又は屋外喫煙所を設置するための事業

2 前項の事業に設置する喫煙所は、屋内喫煙所の場合は第3条第2項に、屋外喫煙所の場合は第3条第3項に定めるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、別表の第2欄に定める経費とする。

2 設置経費にかかる補助金の交付は、知事が特に必要と認める場合を除き、屋内喫煙所を設置する場合にあつては1施設につき1回とし、屋外喫煙所を設置する場合は同一の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地をいう。以下同じ。）内につき1回とする。

(交付額の算定方法)

第7条 交付額の算定方法は次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第3欄に掲げる補助基準額と前条に規定する経費の実支出額を比較して少ない方の

額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (4) 国等の補助金、助成金等の交付額（以下「国交付額等」という。）を補助対象経費の一部に充当した場合は、(3)により算定された額から国交付額等を控除した額を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第8条 規則第4条第1項の申請は、交付申請書（様式第1号）を知事に提出することにより行われなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公衆喫煙所設置補助金経費所要額調書（様式第2号）
- (2) 公衆喫煙所設置事業計画書（様式第3号）
- (3) 要件確認申立書（様式第4号）
- (4) 暴力団等審査情報（様式第5号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第9条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、交付を受けようとする補助対象者に対し通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更するものとする。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者が、第4条に定める対象者の要件を欠くに至った場合
- (2) 補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を遂行することができない場合

（申請の取り下げ）

第11条 補助金の交付の申請をした者は、第9条による通知を受領した場合において、その内容に不服があり申請を取り下げようとするときは、申請の取り下げを行うことができる。

2 前項の規定による申請の取り下げは、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助金交付条件）

第12条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）又は補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、変更交付申請書（様式第6号）に知事の定める書類を添えて、知事に提出し承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）に

知事の定める書類を添えて、知事に提出し承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、規則第19条に定める期間が経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、府に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、当該仕入控除税額の全部又は一部を府に納付しなければならない。

（実績報告等）

第13条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書（様式第9号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行わなければならない。

2 規則第12条の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 公衆喫煙所設置補助金経費所要額精算書（様式第10号）
- (2) 事業結果概要報告書（様式第11号）
- (3) 実施を証明する根拠資料
- (4) その他参考となる資料

（決定の取消し）

第14条 補助対象者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（検査）

第15条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助対象者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助対象者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産の管理等)

第16条 補助対象者が、補助対象施設に設置をした喫煙所については、補助対象事業の完了後においても、適切に管理し、受動喫煙を防止するために、その効率的な運用を図らなければならない。

また、補助対象事業者は、規則第19条に定める期間が経過するまでの間、知事から指示があった場合には、公衆喫煙所の運用状況に係る現状報告（様式第12号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、交付額を超えない範囲でその収入の全部又は一部を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第17条 規則第19条の「知事が定める期間」とは、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間を経過するまでとする。

2 同条第4号の「知事が定めるもの」とは、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び重要な器具とする。

(その他必要な事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 事業種別	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率
(1) 屋内喫煙所 設置事業	喫煙所の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等	1 施設当たり 3,000千円	1 / 2
(2) 屋外喫煙所 設置事業		1 施設当たり 7,000千円	
(3) 複数事業者 設置事業		(屋内喫煙所) 1 施設当たり 3,000千円 (屋外喫煙所) 1 施設当たり 7,000千円	